

## リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について（中間報告）

リニア中央新幹線騒音専門委員会

### 1 検討の趣旨

現在建設が進められているリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定を行い、新幹線走行により発生する騒音から生活環境の保全を図るための当てはめ方針を定める。

### 2 専門委員会における検討経過

#### (1) 委員（敬称略）

委員長	内田 英夫（東京農業大学地域環境科学部客員教授・公益社団法人日本騒音制御工学会理事）
委員	長倉 清（公益財団法人鉄道総合技術研究所 環境工学研究部長）
〃	西川 嘉雄（長野工業高等専門学校 環境都市工学科長・教授）
〃	下平 秀弘（弁護士）
〃	下井 善彦（飯田市市民協働環境部環境課長）
〃	福澤 博之（喬木村生活環境課長）
〃	武田 徹（豊丘村環境課長）

#### (2) 主な検討内容

- ・軌道中心からの類型指定幅
- ・トンネル区間の類型指定
- ・環境基準の地域類型指定に係る基本方針

#### (3) 開催状況

##### 【第1回専門委員会】

開催日	令和元年6月12日（水）
主な検討内容	リニア中央新幹線騒音に係る環境基準類型指定の概要、山梨リニア実験線走行音調査結果、トンネル出入口付近の指定方法
事務局資料内容	環境基準類型指定の概要、北陸新幹線に係る類型指定方針、トンネル出入口付近の指定方法、山梨リニア実験線における騒音測定結果
委員からの主な意見	

- 環境影響評価書の騒音に関する情報について委員会の中で共有してほしい。
- トンネル出入口付近の類型指定範囲を検討する際に参考となる資料を提供してほしい。
- 防音壁と防音防災フードの違いにより、防音効果の差はどのくらいあるのかを知りたい。
- 沿線他県の都市計画法に基づく用途地域以外の地域指定方針についてまとめてほしい。

### 【第2回専門委員会】

開催日	令和元年7月10日(水) ※山梨リニア実験線視察を併せて実施
主な検討内容	環境影響評価書における車両走行騒音評価、類型指定の指定幅
事務局資料内容	沿線各県の指定状況、JR東海の環境対策工、環境影響評価書における走行音予測のまとめ
委員からの主な意見	

- トンネル出入口付近の騒音状況を把握するために、新幹線のトンネル出入口付近で騒音測定を実施してほしい。
- 環境影響評価書においては軌道から200mまでの地点の騒音予測が行われているが、可能であれば軌道から300m、400m離れた地点の騒音予測も行ってほしい。
- 専門委員会の趣旨からは離れるが、騒音問題に付帯する低周波音や振動の問題についても審議会に対して問題提起したい。

### 【第3回専門委員会】

開催日	令和元年9月10日(火) ※沿線市村の現地視察を併せて実施
主な検討内容	類型指定幅の検討、トンネル区間の設定、都市計画法の用途地域以外の地域に係る類型指定基本方針
事務局資料内容	環境影響評価書の計算式を用いた騒音予測、北陸新幹線トンネル出入口付近の騒音測定、用途地域以外の地域の基本単位の検討
委員からの主な意見	

- 今回の試算では空気吸収や地表面反射の影響を考慮していないこともあり、今回の試算のみだけでは判断を下すことは難しい。
- 類型指定幅について、他県で400mと指定した根拠を知りたい。
- 事務局の行った騒音測定により、トンネル出入口からトンネル中央部方向に25mほど行けば十分に音が低減することが分かるため、トンネル付近については極端に指定域を増やす必要はないと思われる。
- 用途地域以外の地域に係る類型指定について、地域の土地利用状況を十分勘案して、極端に地域差が起らないように指定してほしい。

【第4回専門委員会】

開催日 令和元年 11 月 14 日（木）  
 主な検討内容 類型指定幅の検討、トンネル区間の設定、答申素案の検討  
 事務局資料内容 空気吸収等の諸影響を考慮した走行音予測、トンネル区間の設定案、審議会答申（素案）

委員からの主な意見

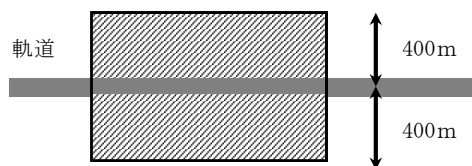
- 空気吸収等の諸影響を総合的に考慮して走行音を予測した結果から、400m地点では騒音レベルが 70dB を超えることはないだろうと評価できる。
- 類型指定幅は、本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から両側それぞれ 400m の範囲とすることが妥当である。
- トンネル区間の指定域は、トンネル出入口からトンネル中央部方向 200m の区間を指定域とすることが妥当である。

(4) 検討結果、意見（～第4回）

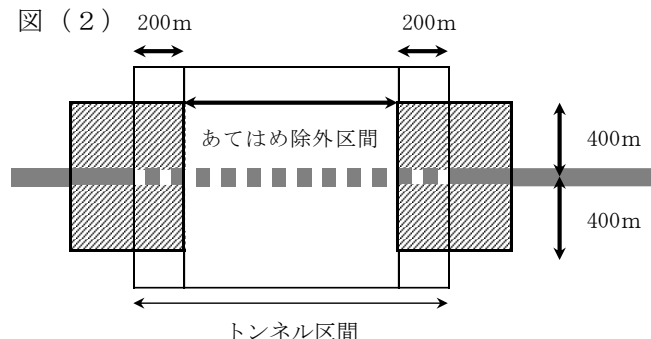
○指定範囲

- (1) リニア中央新幹線鉄道の本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から両側それぞれ 400m の範囲を対象とする。
- (2) トンネル区間は指定しない。（ただし、トンネルの出入口からトンネルの中央部方向 200m の区間は対象とする。）

図（1）



図（2）



- 用途地域以外の地域に係る類型指定について、地域の土地利用状況を十分に勘案し、極端に地域差が起こらないよう指定すること。
- 騒音問題に付帯する低周波音や振動による住民への影響についても配慮すること。

3 今後のスケジュール

日程	内容
12 月～1 月	パブリックコメント
1 月～2 月	パブリックコメントで提案された意見の確認、素案の修正
2 月	第 5 回リニア中央新幹線騒音専門委員会
3 月	環境審議会
令和 2 年度以降	指定・告示